

財団法人大阪府社会保険協会役員退職手当支給規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人大阪府社会保険協会（以下「協会」という。）寄附行為第17条に規定する常勤の役員（以下「役員」という。）に対する退職手当の支給に関する事項を定めることを目的とする。

(支給の対象)

第2条 退職手当は役員が退職し、又は解任された場合にその者（死亡による退職の場合は、その遺族）に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職又は解任が禁固以上の刑による処分の場合は、この手当は支給しない。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、退職又は死亡した日における本俸月額に、その者の在職年数を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上5年以下の期間については、1年につき 100分の100
- (2) 6年以上10年以下の期間については、1年につき 100分の120
- (3) 11年以上20年以下の期間については、1年につき 100分の140
- (4) 21年以上の期間については、1年につき 100分の120

第4条 次の各号の1に該当する事由により退職した場合、その事情を斟酌して前条により算定した金額に次の各号に定める区分の当該割合を乗じて得た金額を加算して支給することができる。

- (1) 業務上の負傷、疾病によりその職に堪えず退職し、又は在職中に死亡した場合 100分の75以内
- (2) 一定の期間以上にわたって在職した者が定年により退職した場合及び在職中特に功労が顕著であったと認められる者が退職した場合 100分の50以内

(在職期間の計算)

第5条 退職手当の算定の基礎となる在職期間の計算は、役員として引続いた在職期間とする。

2 前項の規定による在職期間は、役員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 在職期間に1年未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てる。ただし、そ

の在職期間が 6 カ月以上 1 年未満の場合は、これを 1 年とする。

(端数の処理)

第 6 条 退職手当の額に 50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第 7 条 役員が任期満了の日又はその翌日に再び同一の役職の役員を命ぜられたときは、その者の退職手当の支給に関しては、引き続き在職したものとみなす。

2 役員が任期満了の日以前に置いて役職を異にする役員を命ぜられたときは、その者の退職手当の支給に関しては、その任命の日の前日に退職したものとみなす。

(遺族の範囲及び順位)

第 8 条 第 2 条に指定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者（婚姻の届け出をしていないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあったものを含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

(3) 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第 2 号に該当しない者

2 前項に掲げる者が退職手当の支給を受ける順位は、前項各号の順位により、第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位のものが 2 人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(実施に関し必要な事項)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、財團法人大阪府社会保険協会職員退職手当支給規程に準ずるものとする。

附 則

この規程は、平成 14 年 10 月 1 日より施行する。